

## 「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年7月18日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室(新館10階)

### 参加者等

司会者 後 藤 真理子(千葉地方裁判所刑事第1部部総括判事)

裁判官 馬 渡 香津子(千葉地方裁判所刑事第1部判事)

検察官 野 原 一 郎(千葉地方検察庁検事)

検察官 田 辺 昌 紀(千葉地方検察庁検事)

弁護士 加 藤 雅 己(千葉県弁護士会所属)

弁護士 高 橋 裕 樹(千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 60代 男 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 50代 女 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 40代 男 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 欠 席

裁判員経験者5番 60代 女 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 70代 女 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 60代 男 (以下「7番」と略記)

裁判員経験者8番 60代 男 (以下「8番」と略記)

### 議事要旨

別紙のとおり

(別紙)

【司会者】 それでは、時間になりましたので、これから裁判員経験者の方たちとの意見交換会を始めさせていただきたいと思います。

本日はお忙しい中、また大変暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私、本日の進行を担当させていただきます刑事1部の裁判長を務めます後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、今日の会の趣旨を若干御説明させていただきます。裁判員制度、今年の5月には法律が施行されて3年が経過いたしました。制度自体につきましては、国民の皆様方の御協力によりまして、一定程度の理解が広がってきていると思われま。

ただ他方で、制度の運用に当たります実務家の側では、これまでである意味試行錯誤の連続でございまして、現時点においても取り組むべき課題というのは多々あるのではないかと、こういうふうに言われております。

こうした現状にありまして、今日は、審理などのあり方、特に審理の分かりやすさという観点を中心に、裁判員を経験された皆様方から素直な、かつ率直な御意見を伺いまして、実務家も交えて意見交換をさせていただき、今後の運用の改善、見直しのための参考にさせていただき、こういうことを目的とさせていただきます。

したがって、皆様方にはぜひ素直で率直な御意見をお伺いさせていただきたいと思ひますし、活発な御議論をお願いしたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

若干のお願いですけれども、今日の参加者の方々につきましては、皆様方のプライバシーに配慮して、番号でお呼びさせていただきますので、その旨、御了解いただきたいと思います。

最初に、私の方から自己紹介をさせていただきます。私、昨年4月から千

葉地裁で勤務しております、これまで前任庁と合わせて約40件ほど裁判員裁判を担当させていただきました。その中で、裁判員として参加して下さる方が大変に真剣に事件と向き合い、被告人のことをすごく考えて、そして議論してこられたと。いろんなバックグラウンドをお持ちの方たちが集まって議論をすることで議論が深まっていく、こういうことにとっても強い感銘を受けたという感想がございます。

いつも選任された直後には、大変緊張された面持ちで裁判員として席に座っていただくのですが、それが審理を重ね、日を重ねるごとに事件にどんどん入り込んでいき、判決が終わったときには、数日前に初めて会った人たちなのかと、こういうぐらいに議論が深まっていったような印象を持っております。

このように、今日お集まりの方々には既に活発な議論、協議の席を経験されておりますので、その延長戦で今日も積極的に御発言いただけるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、皆さん方に全体的な感想を含めて自己紹介をお願いしたいと思っております。どのような事件の裁判員を務められたのかという点について、席上に、私の方でまとめた一覧表を置かせていただいております。どういう事案について、どんな求刑で、どんな判決だったのかということについて、番号に従って書かせていただいております。これらも皆、情報共有しているということでございますので、その点も含めて、簡単に御紹介をいただければと思います。

それでは、1番の方から自己紹介の方、よろしくお願ひいたします。

【1番】 ごく簡単ですけれども。覚せい剤の密輸ということで、メキシコ人、25歳の男性の審理でした。昨年10月ですね。営利目的ということがはっきりしてましたので、それで被告人もそのことについては認めていたというふうなことから入ってましたので、有罪・無罪の審理というの

はなかったです。量刑ということが主体になりまして、ですから、審理だとか、そういった評議の場でもそれほどみんなでけんけんがくがくという話にはなりませんでした。

そういったことでは、裁判の流れというか、そういったものを私自身個人としてはじっくり眺められたなという感じで、勉強させてもらいました。4日間、いい学習できたなというふうに、また、これについては義務的なもので、守秘義務というのがあるよということなんですけれども、それほど私には苦痛には感じなかったですね。

【司会者】 ありがとうございます。それでは2番の方、お願いいたします。

【2番】 パートをしている主婦です。仕事を休むに当たりまして、私の職場では裁判員に選ばれたのが初めての案件でしたので、どういう手順をとって、どこへ報告をして、お休みを取るか、そういう制度を職場として確立する最初のきっかけになりました。職場の方は快くお休みができましたので、協力いただいたと思っております。

案件としては薬物の密輸という案件で、日程としては4日間だったんですけれども、これがもっと長く、例えば倍の10日とかというようになると、やはり仕事をしながらお休みをいただいてというのはなかなかやっぱり難しいだろうなと。

法廷に入ったのは生まれて初めての経験で、第一印象は、裁判員の席、高いなと思いました。ちょっとやっぱり見下ろしてしまうぐらいの高さがあって、別に見られているわけではないと思うんですけれども、こちらとしても緊張感を持って入らせていただきました。

裁判というものは、ドラマ若しくはニュースでの画像以外では経験したことがなかったんですけれども、裁判員をさせていただきまして、量刑の、よく言われる何年から何年という幅、その重い方に偏るのか、短い方に偏るの

かの判断の仕方とかも，同席していただいた裁判官の方や一緒にいた方たちに教えていただいて，ああ，日本の裁判，法というのはこういうふうにして判決されていくんだなということを学習させていただいて，大変役に立ったと思っています。

【司会者】 ありがとうございます。それでは3番の方，お願いできますか。

【3番】 私の場合は強制わいせつ致傷だったんですけれども，裁判員名簿に載りましたというのが来たときに，わあ，載ったのかなというのが率直な感想で，実際に裁判所に来て，抽選で選ばれました。この裁判員裁判がもうちょっと長ければ，仕事の方の休みも取ろうと思っていたんですけれども，実は私，夜間の警備をしているもので，実際に裁判所に来たのは3日間，4日間だけだったんですけれども，それより長くなるようだったら本当に休みを取ろうと思っていたんですけれども，そのまま三，四時間睡眠でこっち来て審理するという形を取っていたので，それなりにいい経験ができたなとは思っています。

それと，実際に裁判に出て，率直な感想が，検察官と被告人，弁護人と被告人，検察官がこういうふうに質問するから，被告人はこういうふうに答えなさいよというような，逆に弁護人がこういうふうに質問するから，こういうふうに答えなさいねというような想定問答集というか，こう来たらこう答える，こう来たらこう答えるというような，国会答弁じゃないですけども，何となく，偏見かもしれないですけども，何かそう見えちゃったというのが一番最初の感想ですね。

だから，こういうふうに突っ込んで，本人が本当にそういうふうに心からそう思ってそういうふうに答えているのかなというような，何だかちょっと，「うん？」というのが所々あったので，それが何か，裁判ってこんなものなのかなというのがありました。

【司会者】 今の点はまた後ほどもう少し詳しくお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

それじゃ、5番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

【5番】 私の場合は殺人未遂の件ですので、私は裁判員の通知が来たときに、自分は絶対ならないというふうに思って、当たって、こちらの裁判所に来たときも、この抽選で絶対当たらないと思っていたところに、まあ、当たってしまったんですけど、ただ、何も断る理由がないんです。専業主婦で、困ることが一つもなくて。

受けることになっても、こういうふうに話す場所に出ることが、専業主婦だからほとんどないんですね。学校の役員でもやっているときはまだあったんですけど、もう10年以上仕事からも離れていますし、たまに仲間と食事したり、会ったりする、そういうときのおしゃべりぐらいで、なかなか外からの情報というのを自分の中に受け入れたことがないので、最初はやっぱり上がっていました。今も上がっていますけど。

でも、裁判官の方たちが和やかにしてくれて、意見を引っ張り出してくれて、この中の私の担当したあれが一番懲役が短いんですね、殺人未遂なのに。でも本当、一緒に話し合っていると仲間ですよ。そうすると、被告人、そんなに悪い人じゃないから、そんなに科さなくていいんじゃないかとか、あと、いや、そうはいつでも被害者がいるんだから、被害者の立場になる。私の場合はどっちにも揺れるんですよね。確かに被害者のことを思ったら、これじゃ軽いんじゃないかとか、そういうような葛藤があって、こういう判決に至ったということが、何かすごく妥当だったんじゃないか、よかったんじゃないかというのはありました。

決して短過ぎるとか、それは全然感じませんでしたし、そこで話し合った8人ですか、ちょうど私の場合は4人、4人ですか。女性4人の男性4人で、何かうまい具合に若い人もいたし、私ぐらいの年代の人もいたので、そこら

辺がすごくいい経験になって、これが終わって、この事件自体にはそんなに深入りすることもなくて、このときに同時にあの埼玉の100日裁判ですか、女の人が何人か殺した、あの事件がちょうど同じ時期だったのと、その後に光市の事件のあの死刑のあれが出ましたよね。だから、そういうことがすごく身近に感じられまして、だから、裁判員を受けたことがすごくよかったと私は思いました。友達にも「受けた方がいいよ」って勧めています。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。それじゃ、6番の方、お願いいたします。

【6番】 傷害致死を担当させていただきました。私は実は73歳なので、70歳以上の場合には断れるんですね。ところが、これに選ばれたということは一つの運命だと思ひまして、参加いたしましたら、大変勉強になりました。

そして、私も裁判所というものには全く縁がなく、法廷も傍聴にも行ったことなく、しかも傷害致死、いわゆるリンチ殺人だったんですね。それで、要するに主犯は未成年だったので、2番目の、要するに二十歳になっていましたので、それに対する事件でございました。

結論的に、いろいろ勉強になったというか、皆さんがこんなにしっかり裁判というものをとらえて、本当に安心して我々はお任せできるというようなことは、やっぱり裁判員になって初めてそれが知り得たようなものでね。そして、犯人と何メートルも変わらない所で4日間も毎日対面した恐怖感というんですか、違和感というんですか、体験したことのない経験は本当にショックで、今もずっとその情景が消し去ることができないんです。

そして、コンプライアンスの問題なんですけど、私はこのとおりすごいおしゃべりなので、友達も多いので、ついコンプラをどこまでストップするかということでもものすごく、いまだに、何て言うかしたら、恐怖でもないんです

けど、珍しくそういうやっぱりコンプライアンスに対する恐怖感というんでしょうかね、実体験いたしました。もうそれはまた今後も続くと思うんですが、そのラインを越えてはならない所の線が明白ではないような気がして、日がたつごとに全部しゃべっちゃいそうな気がして、もう恐怖を感じております。そんなわけです。

【司会者】 ありがとうございます。では7番の方、お願いしてよろしいですか。

【7番】 覚せい剤の密輸事件ですね。私も最初はがきが来て、こちらに来て、五十人ぐらい見えていましたよね。その中で6人と補充が2人。そのときに思ったんですけど、当たってほしいと思ったんですね。2年前に早期退職をして、仕事もしていなかったんで、別に会社を休んで等の問題はなかったんで、できれば1回こういうのは経験してみたいと。

見事に当たって、裁判に参加したんですけれども、今回、3か国の国籍を持つ方だったので、32歳ぐらいの方ですね。お父さんが病気になって、本人も罪を認めていましたので、量刑をどうするかということが一番の問題になったんですね。

お父さんが病気で、手術をしないと助かりませんよと。そのためのお金が欲しくて、本人も失業中だったために、友人から話を持ち掛けられて、今回の犯行に及んだと。日数的には2日で結審して、3日目はもう判決言い渡しだったので、そんなに負担は全く感じなかったですね。かなり活発に意見は交わせたと思います。

今回の裁判に参加して、先ほど言われたように、例の100日裁判の件とか、ちょうど同じ時期だったので、非常にマスコミなんかを注目して見るようになりましたよね。ああ、日本の裁判というのはこういうふうに行われているんだと。

特にテレビなんかでよくドラマなんかでやりますよね。アメリカの陪審員

裁判とか。そういうのを見ていて、実際に自分がこう関わると、ああ、やっぱりこうなんだというのがよく分かって、非常に勉強になったなというふうに思います。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。それでは8番の方、お願いします。

【8番】 私は、覚せい剤の密輸入ということで、私の方も2か国の国籍を持っている外国国籍ということで、全体的感想ということなので、やはり私も不安はありました。退職していますし、やはりいろんな不安はありましたが、実際、全体的には、今回選ばれて裁判員を務められたということによかったなと思っております。

また、私の事案の場合だと、覚せい剤を見付けたというふうな素晴らしさですね。大量だったんですけれども、それを見付けたということの素晴らしさと、実際の被害がない事件であったということとか、いろんなことを加味した中で、やはりそういう最初の裁判員ということだったので、よかったなと思っております。

あと一つは、やはり外国籍ということで、後の方でまた、内容等の方でも話をしていきたいと思えますけど、外国籍ということが日本人とまた違った形でいろいろとあるのかなと思えます。以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、今日参加されている法曹実務家の方からも自己紹介をお願いしたいと思います。これまでどのような裁判員裁判との関わりを持たれてきたのかという点と、今日のテーマであります審理の分かりやすさについて、どんなことをお考えになっているかといった点にも触れながら、若干自己紹介をお願いしたいと思います。では加藤弁護士からお願いします。

【弁護士加藤】 初めまして。弁護士の加藤と申します。

千葉に生まれて、千葉に育って、今こうして千葉で弁護士をしているんですけれども、なかなか皆さんにとって、弁護士というと、悪者の味方みたい

な部分がやっぱりどうしても頭の中にあると思うんですけれども，そんな中で一生懸命，裁判員裁判に取り組んでいます。

これまでに取り組んだ件数，ちょっと正確に把握していないんですけれども，十数件やっております，これはどうお感じになるか分かりませんが，弁護士の中ではかなり多い方だと思われれます。

何でそれをやっているかというところ，千葉県弁護士会という弁護士の集まりの中で，裁判員裁判を弁護士がどうやっていくべきかという委員会の一番上をやっているものですから，そういうことで頑張っている次第です。

一応私は，どちらかというところ，千葉にいる若手の弁護士などに対して，分かりやすく思ってもらうためにこうやってやってみたらどうだろうとか，そういう提案をしていくような立場に，この若輩でありながら一応なってしまうので，一応それを自分なりに工夫して普段はやっているつもりです。

例えば，法廷の用語の中で難しいと思われるようなものをできるだけかみ砕いた言葉で話をしたりとかするようには心掛けていますし，文章を読む弁護士がもしかしたら皆さんの審理にはいたかもしれませんが，極力，作成した文章を読み上げるのではなくて，自分の話し言葉で説明するように工夫してみたりだとか，いろいろと試行錯誤をしているところです。

ただ，実際にはそれが皆さんに対してどのように受け止められているのかというのは，なかなか聞く機会がないので，今日は率直な御意見をお聞かせいただきたくて，参りました。よろしくお願ひします。

【司会者】 では，高橋弁護士，お願ひします。

【弁護士高橋】 初めまして。弁護士の高橋と申します。よろしくお願ひします。

僕自身は，加藤弁護士に比べたら裁判員を経験した数は少ないです。今数えてみましたが，大体7件ぐらいです。弁護士というのは御存知のとおり，刑事だけではなくて民事もやっておりますので，検察官の方々や裁判官の方々

に比べれば相対的に数字はどうしても少なくなってしまうんですけれども、大体僕の経験した数ぐらいが平均ぐらいなんじゃないのかなと思っています、裁判員をやる弁護人にとっては。

それで、今日の話合いの内容というのは審理の分かりやすさということなんですけれども、僕自身、この世界に飛び込む前から思っていたことなんですけれども、この世界の法律の関係者というのは難しい言葉が好きなんです。ですので、耳になじみのない言葉というのが非常に多く出てきたんじゃないのかなと思いますけれども、そういった言葉でつまづかないように、弁護士からの説明の際には皆さんに分かりやすい言葉で説明しようと心掛けておりますし、今、加藤弁護士も話しましたけれども、書面を朗読するというのは多分聞く側にとってはつまらないのかなと思っていましたので、極力、皆様に分かりやすいように、パフォーマンスと言うと変ですけど、そういったアプローチをしようと心掛けています。

今日は皆様の様々な意見をお伺いさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【司会者】 ありがとうございます。それでは、野原検察官お願いします。

【検察官野原】 初めまして。千葉地検の公判部の検事の野原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私はこの4月から千葉で勤務しております。裁判員裁判の経験なんですけれども、私、千葉に来る前は函館という所におりまして、函館で3年間勤務しておったんですけれども、正確な数は私も覚えていないんですが、函館でおそらく十数件経験しております。千葉に来てからはおそらく五、六件ぐらいじゃないかと思います。

分かりやすい審理に向けて私が心掛けていることは、技術的なことはいろいろあるんだとは思うんですけれども、事件の本質的な部分、その事件で一

番重要な部分というのは何なのかということをよく考えるようにして、重要でない部分はできるだけそぎ落として、重要な部分だけをスポットライトが当たるようにしなければいけないなとは思ってはいるんですが、なかなかうまくいくわけがないので、なかなか難しいところだと常日頃思っております。

ですので、今日は皆さん、いろいろと御意見教えていただきながら、また勉強させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】 では、田辺検察官、お願いします。

【検察官田辺】 初めまして。検事の田辺と申します。

私もこの4月からこちら千葉に参りました。前任庁では裁判員裁判を経験させていただいたんですけれども、件数は3件、4件程度で、千葉に来まして、これまで3件経験させていただきました。

それほど数は多くはないと自分でも分かっているんですが、そういった中で裁判員の方々にいかに分かりやすく事案を理解していただくかという観点で、私がよく考えていますのは、供述調書、書証の関係なんですけれども、それを1回読んで、1回の朗読で聞いて分かるような形にするにはどうしたらいいだろう、難しいことだとは分かっているんですが、そういった観点で何とかならないかと考えております。

実際そうやって作られた報告書等について、実際に裁判員の方々に理解していただけたのかということについて、なかなか御意見を伺う機会が今までなかったものですから、今日はどういったものが分かりやすかったか、あるいは、逆にこういったのは全然分からなかったというような御意見をいただければなと思っております。今日はよろしく申し上げます。

【司会者】 では、馬渡裁判官、お願いします。

【裁判官馬渡】 千葉地裁で裁判官をしております馬渡と申します。私もこの春4月から千葉地裁に参りまして、これまで千葉では4件、これまでの

ものを合わせると24件ぐらい裁判員裁判をやってまいりました。

その中で毎回本当に思いますのは、皆様方裁判員の方々の、事件を理解しよう、被告人を理解しよう、被害者を理解しようとするその熱意というか、努力、その高さに本当に毎回圧倒されながら、それで充実した協議をすることによって私自身、毎回非常な充実感を得させていただいているなというふうに感じております。

裁判官としては、皆様方が参加する公判審理に入る以前の公判前整理というのを実はやっておりまして、その中で、どのような主張、どのような争点があるのか、そしてどのような証拠を聞いていただいたり見ていただいたりすれば、最も事件の本質的な大事な部分が分かっていたのかという整理をしておりますので、その中でできるだけ皆様方に分かりやすい形で、それが整理されていくようにということに日々努力しているつもりでいます。

先日ちょっと新聞を見ていまして、日本人の子供たちというのが、プレゼン力は弱いんだけど、非常に聞く力が高いというのを拝見しまして、それを見たときに私は非常になるほどと思ひまして、やはり日本人の聞く能力の高さというのは非常に高いものがあって、それにこの裁判員裁判は支えられて、何とかここまでやってきているのかなというふうに、それを見たときは思いました。

ただ、いつまでも皆様方の聞く力にばかり頼っているのではなく、やはり我々プロの法律家の側の情報発信力、いかにうまく大切な情報をお伝えするかというところを磨き上げていかなければいけない段階だろうと思ひますので、今日はその点についていろいろお聞きできればと思っております。よろしく申し上げます。

【司会者】 ありがとうございます。

今日の中心的なテーマは、審理の分かりやすさということに置かせていただいております。今回参加していただいている方たちは、いわゆる自白事件

の裁判員裁判を経験された方ということで、犯罪事実については基本的には認めている被告人だったというふうに理解しております。

そうしますと、おのずと評議の中心は情状というか、被告人にはどのような刑がふさわしいかというところが一番時間を置いて評議されたテーマではなかったのかなというふうに想像できるわけです。

そうした評議が十分にできるような情報が審理で皆様方のところに届いていたのか。その届いていた情報が分かりやすかったのか、こういう辺りのところを、もし分かりにくい点があれば、こんなところを工夫してほしかったとか、こんなところはすごく工夫されていて分かりやすかったとか、そういうものがいろいろあるのではないかと思うので、そんなところも考えていきたいなと思っております。

今回参加いただいた裁判員も含めてアンケートというのを裁判員裁判が終わったときにお出しいただいていると思います。皆様個人のものという特定はできないんですけど、その回のアンケートというのをちょっと事前に見せていただいて、幾つか私の方でも気付いた点がありますので、そんなところも取り上げながら、幾つかのテーマを考えていきたいと思うのですが、まず、皆様方にきちんと情報が届いているかどうか、届いているというのが前提だと思うのですが、いかがでしょうか。

今回のアンケートの中で、被告人の声とか通訳人の声が聞き取れなかったという話が出てきているものがあつたのですが、今回の覚せい剤の密輸入の事案はいずれも外国人ということで、通訳が入った事件だったと思います。きちんと被告人の話が私どもまで届かないと、情報が届いていないということになって、それに基づく評議以前の段階でそれでは困るということになるのですが、この辺りのところで何か御感想などをお持ちになったところはございますか。

8番の方、いかがですか。

【8番】 私の方は、外国籍ということで、通訳の方を介していろいろ聞いていますので、ただ裁判長の方がこっちの感覚と非常に相まって、分からないところをもう1回聞き直してくれたので、そういう点で非常によかったなと。そうでないとやはり、こちらも緊張していますから、そのまま流れるところを、どうですかというのでやってくれたことが一つ、分かりやすくなった点かなと思います。

【司会者】 7番の方はいかがでしたか。

【7番】 同じですね。ちょっと通訳の方のしゃべりが早くて聞き取れないところを、やっぱり裁判長の方が「今のところもう1回お願いします」ということで何回も言われたんですね。ですから、そういうことで非常に分かりやすかったと思います。

【司会者】 そうですか。そうしますと、それは裁判長の方で分かりにくいからということで積極的に言っていたと思いますが、通訳の方が聞きにくいみたいなことは裁判員の方たちから情報発信というか、裁判長に休憩時間などに言ったださったりはされていなかったか。

【7番】 特にはですね。最初からこの事案のときに外国籍で英語だということで、英語の通訳をする方はなかなか堪能だったので、特にはそういう形では言っていませんでした。

【司会者】 大丈夫ですか。

【7番】 はい。

【司会者】 中央に座っている裁判官と多分脇の方に座っていらっしゃる裁判員の方で、聞こえ具合が多少違うんじゃないかというのを常々思っておりまして、あとその方の年齢的な問題とか体調の問題とか、用語に対する理解度なんかで、同じ音が届いていても、きちんと音声として認識できるかどうかという辺り、ちょっと全然違ってくるんじゃないかなと思うのですね。

【7番】 私は端の方だったのですが、裁判官の脇にいと直接対面しま

すよね。だから非常にそういう点では分かりやすかったんじゃないですか。私は脇からだったので。

【司会者】 脇の方は聞きにくいとかございますかね。

【7番】 ちょっとね。正面と向き合った方が話は聞きやすいと思います。

【司会者】 聞こえにくいとか、何を言っているか分かりにくいというようなことで苦勞された方、いらっしゃいますか。大丈夫でしたか。

1番の方、どうぞ。

【1番】 私の場合も、やはりメキシコということで通訳が入りましたけれども、司法の言葉というか、専門用語、それが日本語でありながらよく分からないというものもある中で、通訳が入っちゃうと余計分からないわけですよ。でも、それはもう前提として、休憩時間なり何かで幾つか話題に出たとも思います。今はっきり細かいことは記憶がありませんが、やはり通訳が入ると、まともなことが通じているかということというのはどうしても疑心暗鬼になりますね。

でも、裁判官の皆さんが休憩時間なりそれなりに若干そういうことに触れていましたのでね、いくらかフォローしてもらったということでは助かっています。

【司会者】 そうすると、今のは、休憩時間のフォローがあったから初めて分かったということになるのですか。

【1番】 いや、そういうことじゃありません。

【司会者】 法廷の中できちんと理解できたのですか。

【1番】 はい。

【司会者】 理想を言えば、おそらく法廷の中できちんと理解したいわけですね。それが難しいとなると、若干休憩時間にフォローしましょうということになるんですけれども、その辺でやっぱりフォローが必要だったということにはなるのですか。

【1番】　そうですね。私の場合は参考になりました。だから、そういう話題が出れば、やはりもっと理解も深まると思いますし。

【司会者】　ありがとうございます。

検察官や弁護人はきちんと大きな声でゆっくり話すということは常に心掛けていらっしゃるのですね。

【弁護士加藤】　そのつもりですけれども。

【司会者】　検察官もそうですね。

【検察官野原】　はい。

【司会者】　そういうところは裁判所の方も気を付けていて、なるべく小さなお声の方の場合はこちらからも「もっと大きくしてください」というようなことを注意しているつもりなのですが、もしかして、そういうのを皆様方に我慢させてしまうような雰囲気だったりしたら困るなと思って、ちょっとお尋ねさせていただいたのですが、大丈夫そうですか。

【1番】　ちょっと話が違うかもしれませんが、手元に検察官と弁護人の方から書類が来ますよね。それを見ながらだったので、やっぱり分かりやすかったのかなと。

【司会者】　それはおそらく冒頭陳述とか、一番最後の論告のところは手元にエッセンスを書いた書面をお届けさせていただいているという、そういうのがあれば分かるということですか。逆に、証人尋問とか被告人質問の場面ですと、あまり詳しい内容は届いていないと思うんですけれども、そういうのもきちんと分かっていただけということが前提なものですから、大丈夫でしたか。

【1番】　はい。

【司会者】　ありがとうございます。

次に、伝えられた情報が理解しやすいものに工夫されてきたかどうか、これがメインの方の論点になってくると思うので、そこについての感想なども

お伺いしたいと思います。

まず、検察官の活動の中で最も印象に残ったのはどこでしょうかという切り口で事前の話題事項を書かせていただきました。こんなところがすごく分かりやすかったとか、ここがすごく分かりにくかったなど印象に残っているところがあれば、お聞かせいただきたいと思います。どなたからでも結構ですけれども、ございませんか。

1番の方、お願いします。

【1番】 手元に来た書類が、カラーも入っていて、流れをきちっと書いてあるので、非常に力量がある人が書いてくれた書類なのかなということで、検察官さんの書類の方、それが非常に残っています。どうしても白黒でやるのかなと思ったんですけれども、視聴覚というか、そういうものを、トップレベルのことをきちっと伝えてきてくれているんだと、それは非常に感じました。

【司会者】 印象に残られたわけですね。

【1番】 はい。

【司会者】 おそらくそれは、もう片方の弁護人の書類に対する印象との対比で御発言いただいた方がいいのかもしれませんが。セットでお聞きしたいんですけれども。

【1番】 ちょっとそこが、先ほど心配というか、分かりにくいというか。すごくその辺が・・・、まあ、内容的には事実を大切にすることになっていましたので、それは裁判官や裁判長にも言われているので、そういうもので区別するんじゃないかとということは思っていましたけれども、非常にそれはインパクトが強いので、その辺のあれはちょっと心配ではありました。

【司会者】 現実に御覧になった印象は大分違ったということですか。

【1番】 二つを見ると、検察官さんと弁護人さんから来た書類を見るわけですけれども。

【司会者】 インパクトが違った。しかし、事実を大切にしましょうという助言があると・・・。

【1番】 気持ちをまた元に、公平公正に戻して。

【司会者】 で、公正な判断はできた、こういうことになりますか。

【1番】 そうですね。

【司会者】 でも、事案に対する理解度はやはり大分違いますか。書類が分かりやすく書かれているかどうかということ。

【1番】 先ほども熱意とか言っていましたけど、そういうものを感じる文章の方にどうしても心が。

【弁護士加藤】 ちょっとよろしいですか。差し支えなければ、弁護士が配った書類ってどんなイメージのものだったか覚えていらっしゃいますか。白黒で文章が書いてあったとか、一応カラーだったけれども、何かとか。

【1番】 白黒だけで、空間がいっぱいあったんですけどね。私、外国籍に対して公平公正ということで、ちょっとその辺の感じが、語弊がなければと思いますけど。

【弁護士加藤】 ほかにもうなずかれています方がいらっしゃいましたけれども、そういう配る資料について、検察官と弁護士とで、何かちょっと弁護士が見劣りするなみたいなことを思われた方はいらっしゃいますか。

【7番】 検察官の方は、非常に単純な事件なので、その事件をそのまま素直に述べられていて、量刑はこうですよと。弁護人の方、私が見て感じたんでしょうけれども、本当に弁護する気あるのかなこの人はというような感じだったんですよ。

それはどういうことかということ、先ほど申したように、父親が病気でうんぬんという、いろんな弁護人の情状酌量の要因があるわけですね。そういうものをもう少し突っ込んで主張してもいいんだろうと思うんだけど、そういうところはさらっと流しちゃう。

我々みたいな素人が見ても、もう当たり前というか、当然のことをいかにも自分たちが主張するようなことで、裁判長さんも「もっと先に進めてください。そういうことはもう分かっていますから」と何回も言われたんですよ。

我々が一般的に思う弁護士というのは、ドラマとか、そういうところで見ている弁護士で、本当にずばずばとやっていくような感じだったのを想像していたので、この程度かとちょっとがっかりしましたね。ほかの方もそういうふうに言っていたらっしゃいました。まあ、国選の方でしたからね。

【司会者】　　今のは、書面のことから始まって内容の方に踏み込んで、やっぱりちょっと見劣りした、そういうことですか。

【7番】　　そう。もう罪を認めているわけですよ。だから、その人をいかに情状に値することを突いていくかという、そういうところがあまり前面に打ち出されていないんです。そういうところはすんなり流して、何か、そんなこと言ってもしょうがないんじゃないのみたいなことをやたら言うんですよ。裁判長さんからも言われていました。「そういうことはもう流して次に行ってください」と。

【司会者】　　弁護方針の立て方の問題なのかもしれませんね、そうすると。それとも弁護人の能力の問題なのか、ちょっとそこは分かりませんが。

【7番】　　それはちょっと分かりませんが。我々の思っている弁護人のイメージとはかなり違っていましたね。

【弁護士加藤】　　ありがとうございます。

【司会者】　　6番の方、どうぞ。

【6番】　　私の場合もそうなんですけど、私どもの場合も、殺人事件((注)傷害致死の誤り)だったんですけど、検察官があまりにも年齢が若かったんですよ。で、何か不安感というかな、殺人事件の検察官は、ほかの案件でもそうでしょうけれども、威圧感とか信頼度とか緊張感、被告人の供述を引っ張り出す経験度、そういうものに対して、子供っぽいというか、採点すれば

6 ぐらいですよ、10 点満点ですと。まあ、よく言って6 ですよ。ちょっとやっぱり、ほかの方たちもそうなんですけど、追及力、それと威厳が足りないんですね。

ですから、それは何件やったとかいうんじゃないで、経験ももちろん必要です。ですけど、そうじゃなくて、もう少し、もっとほかの体験でしょうか、人生に対する深みですね、情緒的なものとか相手を読み取る能力のある年齢、この年齢というのは結構必要じゃないかなと思うんですね。

それから弁護人です。弁護人も頼りなくて、孫ぐらいですか。それでびっくりしたのは、量刑は求刑3 年だったんですよ。こちら検察が8 年。そのずれというのは当然生じることは我々も分かっていたんですけど、「刑務所に入ると被告人が悪くなるから」と言ったんですよ。「刑務所に入ると被告人がもっと悪くなる」と。だから、刑を減らすというんじゃないけど、そういうのを聞いて私たちはびっくりしたわけですよ。ああ、刑務所に入ると、もっと悪くなっちゃうのかなって。

その事情も我々ちょっと分からないので、やくざ映画なんか前見たことあるんですけど、運動場で連絡し合ったり何かしている、そういう部類のかなということも、想像のほかでしたけど。ですけど、現実に弁護人が「刑務所に入ると悪くなる」と言うことはどういうことなのかと。そこがやっぱりちょっとね、疑問に感じましたね。

それとやっぱり、受けて立つというかな、仕事だからならすみいたいところがちょっと見受けられるんですね。もっと真実味があって、要するにカムフラージュでもいいですから、やっている最中に、これの取り組み方に対する、我々をだますというか、要するにきちっと、こういうふうに審理でこうなって、こうなって、こうなっているから、だからこうなるんだよみたいな、そういうてにをはみいたいな順序が正しく、ちょっとずれがあるんですね。だからちょっとアバウトな気がして、ちょっと困惑したところが二、三ござい

ました。

だから私はやっぱり、もう少し40代、50代の方が安心できるかなと。その人が、下の人の方が能力がある人でも、やっぱり年取ってる人の方が、信頼感においてはやっぱり年齢度の信頼感、これは個人的な問題ですけど、そう思いました。

だから、もっと人間的に根本を皆さんが、法的なものの勉強はもちろん十分だろうと思うんですけども、もう少し世界を広めていって、対人間的なお勉強も、法律を学ぶ以外に若いときからそういうことを植え付けていただいたらいいなと。相撲でいえば心技体みたいな、要するに全てが一つにまとまって裁判をしていただければ、裁判官もまとめやすいし。

何かをまとめるというのが刑だと思うんですね。だから、納得いく刑があれば、被告人も納得するでしょうし、そういう一種の劇場みたいなものですから、そこをやっぱり納得させるというのを要素に入れていただきたいと思いますね。マナーも含めて。すごい物足りなかったですね。

それはやっぱり体験がないからじゃないかなと思いますね。何年やったから、何年やったからという感じじゃないと思います。それは追及したり、自分でそれは言わない方がいいと思いますね。もっと人間的なもうちょっと訓練というかしら、特殊な優秀な方たちばかりでするので、そういうところを突けばどんどんどんどん太っていくと思います。そう思いました。

【司会者】      ありがとうございます。

なかなか貴重な御意見だと思います。追及が不足しているというのは検察官の方にも言えるテーマなんですね。

【6番】      そうですね。やっぱり真意を突いていないんですね。先ほどおっしゃったように、違うところを突いているから。ここでしょうというところをやらないんですね。触らない。

【司会者】      ありがとうございました。2番の方、どうぞ。

【2番】 今、核心を突いてというところで、被告人が外国の方で、どうしても通訳の方を介してのお話だったので、私たちの場合は検察官の方が遠回しな表現、人権を尊重し過ぎるということはないと思うんですけども、配慮を過大にしてしまったのか、表現がどうしても遠回しなので、通訳の方にすらうまく伝わらない。

で、何度か「それはこういう意味ですか」ということを聞き返されて、「そうです」という形で、どうしても言葉が二つ、三つ、またいでしまうので、もう少し率直な言葉でやり取りがあった方が分かりやすかったし、誤解が生じにくいのかなという印象は受けました。

あちら側の薬物の事件も国籍が違う方でしたし、育った環境、社会背景の違い、こちらですごい罪なんだよということが、あちらの国では日常その辺にあるような事件である場合もたまにはあるということで、そういう背景的なこともやっぱり勉強して、お互いに参加しないといけなかったなという印象を最後に持ちました。

やっぱり事件も人間もどんどん国際化してきているので、日本の中だけの固定的な概念はなかなか通用しにくくなっているという印象で、さっきおっしゃったように、真意を突いたお話というのは、率直なお話もたまには必要だなという印象でした。

【司会者】 背景まで踏み込んだ質問というのは、検察官や弁護人からは出なかったということなんでしょうか。

【2番】 そうですね。背景に関しては休廷時間にちょっとレクチャーしていただいたという感じで、年齢、立場が、日本でいう二十歳とヨーロッパ人の二十歳は責任感も違うし、いろいろあると思うんですけども、そういうことから見て、自分が犯してしまった罪に対する重大さを理解しているかどうか、分かってやっているのか、分かってやらないのかというのはとても裁判の上で重要なポイントなので、分かっていていいはずの年齢だという

のと、分からなくてもしょうがないよね、これから学習するんだよねという年齢の違いみたいなものも含めて、ちょっと理解が足りなかったかなと思います。

【司会者】 2番さんの場合は、特に国際的な背景というのは、年齢の点でその事案では問題となっていたということなんですか。

【2番】 いえ、年齢だけではなくて、覚せい剤でしたので、常に流通している部分が、日本の場合でしたら、けん銃・覚せい剤というのは常に流通しないのが当たり前、でも、それはどこかの国へ行くと、簡単なものでしたら常に手に入るんだよという社会背景があるので、それを同じレベルで考えちゃいけないよというふうなお話でした。

【司会者】 ありがとうございます。

今、核心に迫る質問をしてくれなかったというようなお話が結構出たのですが、ほかの方もそんな御感想はありますか。それとも、自分の裁判ではそんなことはなかったとか、いろいろあるかと思うんですけども。どうぞ。

【1番】 裁判員制度そのものの、始まって3年の見直しと言いましたけれども、そういうことが始まって、今言ったような意見が出ていると思います。ですから、今までは、じゃ、どうしていたんだと。検察官、裁判官、この仕組みは一緒ですね。ただ、こういうふうに我々みたいな素人の未経験者が入って、そういったことを単純にいきなりそこから入って行って、いろんなことを見聞きして、そこで判断を下す、厳しい話ですけども、これはあまりイメージ的に取られると変な方向に行くと思いますし、ただ、私が十分自分で気を付けたのは、そこで見聞きしたもの、それ以外のことはなるべく、ニュースなんかのいろんなことはいろんな問題があるということは分かりますが、批判なり、そういったことも分かります。賛成する意見も分かりますが、そこで見たこと、聞いたことだけを焦点にして私は判断したつもりなんです。

いろんな裁判のケースが皆さんみんな違っているわけですがけれども、そこに個人の弁護士の資質、あるいは検察官の資質、年齢、いろんなことが出てくると思いますがけれどもね、事件によっては。ただ、それはそれで精度を上げてくれればいいわけですよ。そういった意見を取り上げてもらって、精度を上げればいいんですね。決してそれは我々はここで批判しているわけじゃありませんから、こういうことを繰り返し繰り返し、3万何千人ですか、この前の6月時点ぐらいでね、経験した中で、こういう意見はほかでも出ていると思います。

じゃ、今までのこととは、今まではもっとひどくなかったのか、もっとひどかったのかというふうなことも含めて、これからに生かしていけるような話だと思いますし、このことについては我々も関心を深める、また弁護士さん、検察官の方も精度を上げてもらう、もっと勉強してもらうということでレベルアップにつながるんだというふうに、私はあまり感情的にとらわれずに、人のあれが下手くそだなとか、うまいなとかいう話にはなるべく耳を貸さないで参加させてもらったつもりですがけれども、ちょっと先の方に進んじゃう話かもしれませんが、以上です。

【司会者】      ありがとうございます。5番さん、どうぞ。

【5番】      私が自分の担当した事件で感じたことは、検察官も弁護士も人の行動というのはあまり今、印象に残っていないんですよ。私の担当した事件は、被告人がもう「自分が悪いんだ、自分がやったんだからどんな刑でも受けます」と言って、だからそういうもめ方があまりなかったんですよ。だから私にとっては分かりやすかったですね。事件も殺人未遂だから大変な事件なんですけれども、進んでいる具合がそんなに悪い、悪いと言ったらおかしいけど、受けた方にしてみれば大変なことなんですよね。大変なことなんですけど、罪を犯した人は自分が悪い、自分がやったんですというのが、だからそんな難しい審理はなかったです。

【司会者】 おそらく5番さんが検察官と弁護人についてあまり印象に残っていないということは、あまり不満にも思わずに・・・。

【5番】 そうですね。

【司会者】 評議で議論するところに集中できたからなのかなと思いますし。

【5番】 はい、そうです。

【司会者】 6番さんや7番さんが弁護人とか活動に引っ掛かって御不満をお持ちだったのは、そこで引っ掛かってしまって、自分の聞きたいことが聞けなかった、検察官の追及も甘いというような印象を持ったというのは、やっぱりメインの評議に行き着く前のところで得た情報のところに不満があったからなんだと、こういうことなんでしょうかね。

【6番】 そうそう。私一人だけの意見じゃなくて。

【司会者】 ちょっと私として気になったのは、どこを中心に審理してほしいというところが、裁判員の方々の関心事と弁護人や検察官の関心事がずれてしまっているがために、核心を突いた審理ができていないのか、単に検察官や弁護人の技量が不足して、そこを追及しようとしているんだけど、追及が足りないのか、それによってまた違ってくると思うんですね。そこはどちらなのか。

経験が足りないからというお考えもあろうかと思うので、なかなか分かりにくいかと思うんですが、追及されていたテーマがそもそもずれているのか、テーマは関心を持っていることを追及してくれたんだけど、追及不足だ、どちらという理解でよろしいですか。

【6番】 それは当たり前だと思うんですね。私たち素人ですから、量刑にしる、判断にしる、何にしる、裁判のプロセスを聞いていても、何といても被害者側の立場で考えるんですよ、どうしても。そうすると、被害者側の立場で、要するにこれを聞いてもらいたいとか、あそこを突っ込んでもら

いたいというところが、それが要するに核心ということ。一方的な核心かもしれないですけど。弁護側からだったら絶対違いますよね、それは。やっぱりちょっと違うよと。そこの折り合いは当然つかないのが当たり前であって、そこを裁判長が最終的にまとめていくんでしょうけれども、だから、意見は違って別に構わないと思います。不満とかというんじゃないでね。

要するに、原点が違うから、被害者側の立場へ我々はどうしても、どっちかということ、弁護士とかそういうのはみんな法的なところから量刑、求刑もお決めになるんでしょうし、それから、我々についてはそういうものが全くない、素人ですからね。ですから、どうしても被害者、私が殺されたらとか、私がとかということで判断するんですよ、やっぱりどうしても。うちの息子がこうなっちゃったらという感じですから、そこの追及度が甘いというのは、弁護側を見たら、それはちょっと違うんじゃないのかということになるかもしれません。

【司会者】 ありがとうございます。この辺は検察官や弁護人もこれからいろいろ努力されるということになりましょうね。

先ほど3番さんが一番最初の自己紹介のときに被告人質問のやり取りが想定問答があるように聞こえて、あまり真に迫るものとして受け止められなかったというか、違和感を感じたというようなことをお話しいただいていたと思うんですけども、これはそのときどんな感想をお持ちになったのですか。

【3番】 単純に、私が担当した裁判も認めている裁判だったので、これが認めていなければまだ若干違っていたんだろうと思いますけれども、認めていたので、お互いにといたら変ですけども、こういう質問するから、こういうふうに答えてねという感じの、ま、一瞬ですけどね、一瞬そういうふうに思えちゃったんですね。これは完全に私の個人の感覚ですけども。

【司会者】 そういうふうに思えちゃうことによって、せっかく、例えば被告人が反省の言葉を述べているのに、それが真に迫ったものとして聞こえ

ないとか，そういうところにまでつながるんでしょうか。

【3番】　そうですね。本当に被告人はこれで反省しているのかなという  
ような。裁判員さんのそれぞれの価値観とか全部違いますから，一概には言  
えないですけど，私はそれで何となくちょっと引っ掛かりましたので。

で，やっぱり，さっき6番さんがおっしゃった，裁判員はどうしても被害  
者側の，感情論で話しちゃいけないんでしょうけど，裁判ですから感情論で  
ああだこうだ言っちゃいけないのは分かっているんですけども，どうして  
もそういうふうに感情が入っちゃうので，だから，本当に反省しているの？

本当に本当なの？というような，ちょっと引っ掛かったのは事実ですね。

【司会者】　似たような感想をお持ちになった方はいらっしゃいますか。

弁護士としては何かこういう辺りはお考えになっていること，工夫されて  
いるところとかあるんでしょうか。

【弁護士加藤】　完全に個人的な私の意見ですけど，もちろん我々もいろ  
んな役割があります。私は悪いことしてないという人については，悪いこと  
してないというふうにやっぱりなってほしいと思うし，悪いことは確かにし  
ました，だから本当にすいませんと思っている人には，そうやって皆さんに  
思ってもらえるようにしたいんです。

そのために，じゃ，我々はどういうふうに活動していくかということ，基本  
的には彼らはみんな捕まっているじゃないですか。だから刑務所にいたり，  
警察の中に入ったりするのに会いに行くんですね。会いに行って，何とか1  
時間，2時間と時間を作って話をして，裁判の説明をしたり，いろいろ時間  
を割きながらも，反省の深まりとかいうことにも目を向けて，会話はしてい  
きます。

ただ，人によるとしか言いようがないんですけど，我々が被害者だったら  
この場合どう思うだろうかとか，問い掛けをして，それが響く人，自分で深  
めて考えていける人もいれば，我々が言ったことをそのまま覚えて答えよう

とするとか、そういう人もやっぱりいるわけですよ。

被害者がこういう場合こういう思いをするんじゃないだろうかと言うと、「ああ、そうかもしれませんね。じゃ、そうしましょうか」という人も中にはいるわけで、だから我々も非常にそこは毎回苦心しながら、実は3番さんのおっしゃられた想定問答のようだったというのは、実際そういう法廷は私もあるように思っています。

実は、それが一番我々にとってはつらい場面です。そう聞こえてしまったことが。そうならないように本当は話していきたくて、一応頑張っているんで、私たちも引き続き頑張っているんで、そういうところがうまく皆さんに伝わるようにしていきたいというふうに思います。

【司会者】　　ちょっと別のことをテーマにさせていただきたいんですけども、アンケートの中で、当事者からの質問が何を目的とする質問かが分からない、視点が分からなかった、そういう視点をもう少し前に、質問の前に教えておいてくれたら、証人尋問なり被告人質問が分かりやすかったのにと、こういうようなアンケートを書いていたっている事案があったんですけども、これも事案によって大分違うかもしれませんが、最後になって聞きたいことがようやく分かったとか、最後になってもまだ聞きたいことが分からなかった、こういうような御感想をいただくこともあるんですけども、こんな経験みたいなのはございますか。

【1番】　　あそこに私たちが時間に行くと、もう既に文書というか、いろんなものがそろえられている。その前から言われている公判前整理、これは時間短縮だとか、私たちに分かりやすくスピーディーにやれるよということが目的でしょうけども、そういうことが相当整理されちゃっているんじゃないのかと。

そうしますと、初歩的なことで全然分からない部分がいっぱいあると思うんですね。あまりそこを整理、僕もよくこれ公判前整理というのは把握して

いませんけれども、でも、それをあんまりやっちゃうと、私どものようなこういう一般社会の人が出ていったときに分かりにくい部分が出て当たり前なんじゃないか。

ですから、時間短縮とかスピーディーだとか、正確さは求めていくわけですがけれども、その整理が若干問題があるんじゃないかというふうには、何か疑問があるんですけどね。ただ、それをゼロから積み重ねてみんなで作るよということにはならない、もう今はそういうふうにはならないと思いますけれども、そういった疑問はちょっと残るんですね。

【司会者】 具体的には、どんなところをもう少し知りたかったとか、そういうのがあるんじゃないかと思うんですけども、1番さんの場合はどんなところをもう少し欲しかったというところがあるのでしょうか。

【1番】 今日のあれですと、皆さんも情状酌量うんぬんぐらいのことが主なものなので、それに至るまでもいいんですけども、あるいはもっと違う件でいけば、逮捕に至った問題、あるいは弁護側が無罪だと主張しているその問題、そういったことを対比させたものを、整理する以前の問題を少しでも出してくれれば、争点のはっきりするんじゃないか。あらかじめ争点のはっきりしちゃったものが今回特に多いんですけども、分かりにくいなということは後々まで残るんです。

【司会者】 争点のはっきりしてしまっているがために、分かりにくさにつながっているんじゃないかというお考え。

【1番】 うん、そうそう。そうすると、追及したい部分があっても、もうそこは通っちゃっているわけですね。まあ、あまりしゃべるとあれですけど、そんなことがちょっと引っ掛かっています。

【司会者】 お尋ねしたかったのは、証人尋問とか被告人質問で何を目的に質問しているか分かりにくい質問があるんじゃないかというアンケート結果も少し手元にはあるんですけども。

【7番】 先ほど、弁護人の方が被告人の情状酌量に関する点をあまり突かなかったということを申しましたけれども、被告人質問をされますよね。どういう意図でその質問をしているかというのが分からないことがいっぱいあったんですよ。それは我々が感じたんじゃなくて、裁判長も感じて、それは何を聞こうとしているんですかということを何回も言われたんです。何回もですよ。たった2日間のうちに多分5回じゃきかなかったですから。

要するに弁護人が被告人質問で質問しますよね。その質問意図が分からないんです。何を聞こうとしてその質問をしているかというのが分からなくて、裁判長に何回も言われた。「それは何を聞こうとしているんですか」と。

【司会者】 裁判長からそうやって、何を意図しているんですかという質問があり、じゃ、次に行ってくださいというふうにやり取りがあって次に行かれたんですか。

【7番】 何回もです、それは。1回、2回じゃない。次に、だから行くんですよ。「この質問はもうやめます。この質問はやめて次に行きます」と。何回もですよ、それが。

【司会者】 法廷の貴重な時間が、もっと聞いてほしいことに集中してほしかったと、こういうことですか。

【7番】 裁判が終わった後でちょっと話したときにも、そういうことを裁判長さんも言われていました。「ちょっと、何でなのかな」みたいなことをね。それは、まあ、技量の問題かもしれませぬ。

【司会者】 そういう質問をされると、裁判員のお立場としてどんな感想をお持ちになりますか。

【7番】 この人、本当に弁護する気があるのかなと思っちゃいますよね。特にこの被告人、情状酌量の要件がかなりあって、知的レベルが低いという感じの方だったんですよ。そういうところをほとんど言わずに、関係ない質問ばかり繰り返していたので、国選ってこんなもの？みたいな感じだった

ので、ちょっとね。

【弁護士加藤】　　ちょっとよろしいですか。今回、皆さん認めている事件ということなんですけど、検察官の側で請求した証人が出てきたという方はいらっしゃいますか。何か犯罪を証明するために出てきた証人の方はいらっしゃいましたか。

【5番】　　はい、いました。

【弁護士加藤】　　それは被害者の方ですか。

【5番】　　被告人が事件を起こす前にお酒を飲んでいました。

【弁護士加藤】　　一番、多分、我々の立場からすると意図が伝わりづらいかなと思うのは反対尋問というやつでして、被告人は私たちにとってみれば依頼者みたいなものですね。だから、打ち合わせしたことを基本的に話してもらえるような手はずもできるわけですけども、相手が連れてきた人というのは打合せもできず、その場で、例えば言っていることにちょっと疑問があるんじゃないかとかというのを引き出すようなことを頑張るわけなんですけど、そこが多分一番分かりづらくなったりしがちな個人的には思っていて、何かそういう印象とかって残っているものはありますか。はっきりしないでしょうかね。

【5番】　　はっきりしない。すいません。

【弁護士加藤】　　いえいえ、とんでもない。ありがとうございます。

1個だけいいですか。今、7番の方から、被告人が知的レベルが低いというようなお話がありましたけど、法廷での被告人の態度って多分皆さんすごく気になって見ていらっしゃったと思うんですけど、被告人のこんな態度が印象に残っているとかが、そういうことって何かございますでしょうか。

【6番】　　私のリンチ殺人(傷害致死)、この方もIQが低いんですよ。だけど、ちゃんと犯人、謝罪文を書いたんですよ。すいませんでしたと。一度も謝りに来なかったという話があって。そうしたら、IQが低いというの

に、ものすごい文章がうまいんですよ。それで字も上手なの。みんなで回して、字が画面で出ますよね。すごい綺麗な字だったんです。「私なんかよりIQ高いんじゃないかな」って、こういうふうに言ったぐらいで、それは多分、弁護人がもっとこういうふう書き直しなさい、書き直しなさいと、そういうこともあるんでしょうか。

【弁護士加藤】 それはあると思いますね。やっぱり被害者の方に送るのに、あんまりひどい内容のままだったりすると・・・。

【6番】 自分で読んだんですよ、それで最後に。「読ませてください」って、読んだんです。で、ちゃんと漢字も読めたんですけども、だけど、理路整然としているので、私たちより文章うまいよねっていう感じだったんですよ。

【司会者】 8番の方、どうぞ。

【8番】 被告人の態度ということで、私の方の事件の場合に、審理中、被告人が号泣したんですよ、膝まで着いて。国籍的なこともあると思うんですけど、それは非常に話題になったんですけども、ある裁判員から、すぱっとそれを、あれは何々だという形で言って、裁判員全員、それですきっと割り切って、同情的な目はすべて排除したというか、あれが逆転すれば相当、ここにも書いてあるんですけど、求刑と懲役とか、その辺も非常に動いたのかなと。

日本人というか、自分なんかもそうですけど、涙に弱いんですよ。特に男は涙に弱いので、危なかったかなと。そういう点での判断をきちんとできたことが今回、公平公正にできたのかなという、そういう点はちょっと感じました。

【弁護士加藤】 つまり、それは、泣いたけれども、流されなかったということですか。

【8番】 そうですね。その辺の判断が正しかったかどうか。今でも、本

当の涙なのか、今言ったように、弁護士との話で、こういう形で態度取れとか、でも、そこまで言っていないんじゃないかというふうに私は思ったんですけど。

【弁護士加藤】　そこまではなかなか言わないと思うんですが。何かこう様子がやっぱり日本人と違う場合は外人だとありますよね。言ったらオーバーアクションというか、そういう場面というのは私も見ていて、あるような気がします。

【8番】　最後の日はバイブルのようなものを持っていたんです。それで、地べたにこうやるというのは、その辺が非常にこう、日本人だからどうなのかなと思ったけど、それには左右されないでやれたということだとは思っていますけど。

【司会者】　外国人の場合は、そういうお国柄も含めて考慮した上で考えている、こういうことなんですね。

【8番】　ええ。

【司会者】　ありがとうございます。

分かりやすさという点では、どんどん時間がたってしまうんですけども、何かこんな点は工夫してほしかったとか、裁判所に対する注文も含めて、自分の事案ではここはすごくよかった、ここはこんなふうにしてほしかったという、何か感想というか、提案でもあれば、お聞かせいただきたいと思うんですけれども。

2番さん、どうぞ。

【2番】　審理とはちょっと別件になってしまうんですが、全て終わりました。皆さん裁判員は緊張して4日間を過ごしました。判決を申し渡して、いろいろ手続を踏まえ、お返しする物、個人情報全てお返しして、下へ下りてきます。すると、下りた正面に、さっき主文を申し渡した被告人の御家族の方がいらっしゃったんです。で、あちら様もこちらの顔をももちろん、つい

先ほどですから覚えています。こちらもちらの顔は全て覚えていますので、お互いちょっと微妙な、目も合いますし、そういう点で何かちょっと、個人情報的な意味で配慮する部分があったら助かると思いました。

【1番】 私も全く同感です。同じ体験をしました。

【司会者】 終わってから帰る時間差があったりすると、そういうことはないんですけども、たまたまそういうこともあるんですね。何か配慮できるかどうか、裁判所の方でも考えてみたいと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。そういう御体験はお二人だけですか。特にほかの方はなかったですかね。はい。

更に何かございますか。3番さんは。

【3番】 特に。

【司会者】 よろしいですか。分かりやすい審理のために、こんな点を工夫してほしいとか、ここはよかったからぜひほかでも広めてほしいとか、何かあれば。

【6番】 審理のことじゃなくていいでしょうか。

【司会者】 結構です。どうぞ。

【6番】 やっぱり裁判員というのはアドバイザー的であって、最終的に裁判長が刑をお決めになって、私たちは、ちゃんとその求刑を別室でもって裁判員だけでもってやって、量刑を整えて、それから今度、裁判長にそれを提出して。

要するに、裁判員の制度がなったときに本当にいいと思うので、それは裁判員はこういう量刑で出したよというふうに記録に出していただいて、だんだんたって、それが積もり積もっていくと、殺人事件で8年とかというのが少しずつ、10年とかプラスになっていく、何て言うかしたら、少しずつ縮まっていくんじゃないかなという気がするんですよ。

求刑だけを，裁判員たちが出した求刑，判定，量刑ですね，それを裁判長に提出して決定。それをずっと全国の裁判員が全部の殺人事件の場合には統計を取って，裁判員たちの量刑はこうだったよみたいな冊子が出て，それでこう何て言うかな・・・。

【司会者】 新しい制度としてそういうのがあるといいなということでございますか。

【6番】 そうだといいなと思います。どうしても被害者側の立場になると，量が多過ぎて。

【司会者】 はい。ありがとうございます。

今日はできれば審理の分かりやすさということになるべくたくさん時間を取りたいなと思ったんですけども，弁護士さんと検察官の方から何か御質問があれば。何かございますか，検察官。

【検察官野原】 1点教えていただければと思います。たしか今日の最初の方に，検察官とかが冒頭陳述とか論告とかで書面をお配りして，それを見ながら聞いたことによって分かりやすかったというお話があったかと思うんですけども，実際検察官として，冒頭陳述の書面にどれぐらいの分量を載せて，もちろん口頭でしゃべる内容をどれぐらいにして，そのうち，その書面にどれぐらいの分量を載せるのかという辺りというのは，いつも結構悩んでおりまして，書面の中から情報量を，口頭でしゃべるものよりも書面の情報量を落とせば，書面自体は多分見やすく分かりやすくなるんだと思うんですが，そうすると，またひょっとすると，後で見返したときに残らなくなってしまうのではないかという心配があったりとか，逆に，書面にあまりにもいっぱい情報量を載っけてしまうと，それはそれで何かいっぱい字が書いてあって分かりにくいんじゃないかとか，いろいろ悩んでおるところがあるんですけども，その辺の御感想などを教えていただければなと思ったんですが。

【司会者】 どうぞ，8番の方，どうぞ。

【8番】 それについては，ポイントがよく絞られて書いてありましたので，特にうちの場合は覚せい剤だったので，覚せい剤の量とか，それからいろんなさまざまな形が書いてあった。裁判長の方からも，要するに事実，検察官が現物を持ってきてくれたんですね，スーツケースとか。こういう形とか，そして，こうやって傾くよとか，そういう具体的な形で，文面には載っていないけれども，そういう形のものを説明してくれたので，非常に分かりやすかったかなと。

あと写真についても，その後，評議の場にそういう写真なんかも現実的に目でも見て，耳でも聞いて，そういう形でできたので，非常に分かりやすい形で。文面としても適当だったんじゃないかな。工夫された気持ちが，検察官としての気持ちが見えたので，そういう点ではよかったかなと思っています。

【司会者】 書面もだけれども，証拠物の覚せい剤やスーツケースがあったら余計分かった，写真があったからよく分かった，こういう感想でしょうか。

【8番】 そうです。

【司会者】 ほかの方で，書面について御感想はございますか。よろしいですか。

【弁護士加藤】 1，2番さんの事件なんですけど，弁護人から聞いてほしいことを聞いてきたところ，弁護人としては，被告人は割といいやつなんだと，若いけれども，理解できるところがある人物なんだというふうなところを分かってほしかったという目的があったようですが，そのような印象というのは持たれたでしょうか。

【1番】 印象というか，とにかく見聞きしたことを判断というのが私の頭にあるもので，25歳ということと，それから大学在学中に教授だった人

が証人として出てきて、そういったことも併せて、私自身はすぐに更生の時間がまだまだ十分あるんだというふうなことも頭の中に浮かんできました。

ですから、普通にスムーズな裁判だったと今でも思っています。通訳の問題とか何かはいろいろありますけど。

【弁護士加藤】 ありがとうございます。

【司会者】 よろしいですか。それでは、三つ目のテーマの、今後裁判員とか裁判員候補者へなられる方へのメッセージと伺いますか、負担感、仕事との調整、それから家庭での調整、時間的な問題、それから守秘義務の問題、いろいろございますでしょうけれど、そういうことを踏まえて、次、裁判員とか候補者になられる方へのメッセージがあれば、一言ずつお願いしたいと思えますけれども。1番さん、いかがでしょうか。

【1番】 感想としてというか、これから、自分自身でもやはり理解を深めていかなきゃいけないんだというふう感じた4日間でしたね。

それで、やはりその後のいろんな新聞切り抜きやって、まとめて二、三日ここで詰め込みやってきたんですけれども、感情的に考えないで、個人の経験だとか生活観だとか社会の置かれた立場だとか宗教観、そういったものがさまざま違う人の集まりだと思うんですね。ですから、いろんな意見が出て当然であって、ただし、自分で決めるんじゃないんだということも頭に置かないといけないんですね。

というのは、やはり法律の枠というのが、やっぱりその中で進めるということが大きなテーマ、これはもう逃げられないと思います。自動的に算出するようなデータのものを出して、こういうデータがあるから、これはこの枠に当てはまるぞというのも一つの、いいんでしょうけれども、自動的に算出するだけでなく、やはりこの制度というのは悩みながら決めていくというふうなことが私はとても大事だと思うんですね。

あまり時間内での厳しい、普通のお勤めの方なんかの話を聞きますと、本

当に同情しますけれども、私はリタイアした人間ですから、やっとここで体験できたということで、皆さんにも理解してほしいと、そんなふうに感じました。

【司会者】 ありがとうございます。2番の方、お願いします。

【2番】 最初の頃に比べて、啓発に対するビデオとか広告とかがすごく最近では減ってきたと思います。やはり上司、会社に理解してもらうためには、裁判員制度が常に身近にあるものだということは、広報を通じて一般的に広めていただいた方が相談しやすい環境にあると思いますので、その辺は広報の方をお願いしたいと思います。

裁判に関しましては、自分が今まで他人事だと思っていた事件、ニュースでいっぱい毎日流れますので、しょっちゅう起こっていることに関して、裁判員ということを経験したことで、もう一步入って、自分の身近なものとして真剣に考える習慣というか、そういう発想が出たと思いますので、もしこれから裁判員を経験する機会に恵まれた方は、一度やっぱり参加してみるべきだというふうにはお伝えしたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。3番の方、お願いします。

【3番】 特に私の場合は、さっき6番さんがおっしゃったような、やっぱり感情的なことになっちゃうので、裁判で感情論を言っちゃいけないのかもしれないですけども、私の場合、強制わいせつ致傷、それこそ、まだ私も独身なのであれなんですけども、娘がいたらどう思うだろうとか、自分の子供がこうなったらどうだろうな、やっぱり人間だから感情論に走りやすいのは分かるんですけども、そこを抑えて、うまく結論を導いていくのはやっぱり難しいものがあるのかなと。これからの人に、そういう感情論だけに流されないようにしてもらえたらなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。では、5番の方、お願いします。

【5番】 裁判員は次の方もぜひ受けてほしいなと思います。生まれ育っ

たあれも全部違いますし、経験してきたことも違います。若い人は若い人なりの意見があったり、そういう中で、こんなことを言っちゃいけないんじゃないかなということをとえ言ったとしても、裁判長さんの方からフォローしてもらったり、そういうことが、あっ、この人はこういうふうに考えているんだなというのは自分の中の経験になりますし、だから、裁判員できる限り、無理してやることはないんでしょうけど、受けられるなら受けて、経験してほしいというのが私の意見です。

【司会者】 ありがとうございます。じゃ、6番の方、お願いします。

【6番】 私は次になさる方たちに言いたいのは、きついと安いと無神経、これなんですけど、きついというのは、やっぱり殺人犯に……。殺人犯と言っちゃいけない。ごめんなさい。傷害致死の方というか、真正面で対面4日間したということと、遺影の写真が傍聴席に見えるんですね、正面からだと。遺影を抱えて泣いている両親の涙ですね。それから遺体写真のショッキングですね。それからコンプライアンスを守りなさいと。これは本当きついです。それでいまだに引いています。

それでありながら、安いですよね。この精神的なストレスを消すには、旅行しました。おいしい物を食べました。最初は薬を飲んで、食欲減退いたしました。それで、ああ、それなのに日当が8,000円。しかも手持ち弁当ですよ。弁当代は自分で出す。交通費が出る。これはとてもかなわないと。

要するに、それで突然の呼出状というのも犯人みたい。

それから、消しゴムとか鉛筆、それからバッジですね。こんなのは多分皆さん今こういうのをやらないです。これだったら携帯のストラップの方が使えます。メモは大変役に立ちました。それとシャーボ。シャープペンシルとボールペン、1本あればもう十分でございますので。筆記用具は持参せよで結構だと思います。

【司会者】 ありがとうございます。7番の方、お願いします。

【7番】 私は今回の裁判に参加させてもらって本当によかったと思います。多分、たかが3日間でしたけれども、私の人生の中では本当に貴重な3日間だったと思います。もっとハードな事件だったら、こんな気持ちにはならなかったのかもしれませんが。比較的簡単な事件だったので、そう思うのかもしれませんがけれども、でもやっぱり、これから参加される方は積極的に参加してほしいと思いますね。できるだけ多くの方が参加することによって、日本の裁判員制度がもっと良くなると私は信じています。

【司会者】 ありがとうございます。8番の方、お願いします。

【8番】 私のチームは私が一番年配で、みんな若い方だったので、非常に意見が出て、よかったかなと思います。私のような年配が出ていいのかなと思ったんですけど、今日出てみて、やっぱり必要なのかなと思いますので。

また、間違いなく今日見えている弁護士の方、検察官の方、裁判官の方、皆さん素晴らしい力量をお持ちであり、またそれだけかなと思っていたけど、やっぱり人としても人間味がちゃんとあったので、今日も皆さん素晴らしい人間味があるので、先ほどからも議論していますけれども、そういう点もやっぱり人としてどうあるべきかということを持ち合わせているので、ぜひ今後の若い人も皆さん、積極的にチャレンジしていただけるような形で裁判員制度が持続していくことがよくなるのかなと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

マスコミの方からも御質問があるようですので、どうぞ。

【共同通信記者】 今日は裁判員経験者の方々の貴重なお話を拝聴できて、勉強させていただきました。ありがとうございます。

報道各社を代表して3つ質問がありまして、3つともテーマの分かりやすさからずれるんですが、恐縮なんですが、まず1点目が、裁判員を経験されて、例えばニュースの見方が変わったなど日常生活に変化はあったかという点。2点目が、守秘義務を課せられたことで負担を感じるがあったかと

いう点。最後に、一定期間、職場や家庭を離れたことで不利益はなかったかという点。さっきのお話でも出ていた点もあるかとは思いますが、1番の方からお願いします。

【司会者】　　じゃ、3点まとめてお答えいただくということで、ニュースの見方が変わるなど日常生活で変化があったかということと、守秘義務で負担を感じられることがあったか。それから、お仕事をされていなければ3番はお答えは要らないということになりますかね。いかがでしょうか。

【1番】　　ニュースの見方というのは変わったと思います。

それから守秘義務については、これは私は特別には考えていなかったんですね。というのは、私の案件はそれほど問題じゃなかったということもあるんだけれども、そういうのは会社でも何でもあると思うんですね。守秘義務というのはやっぱり守らなきゃいけない義務だというふうなことで、それほど私は重要というか、しゃべっちゃいけないんだよということに対しての抵抗はありません。

それからあと、私は年金生活者ですから、こういう状況です。

【司会者】　　ありがとうございます。2番の方もお願いします。

【2番】　　1番に関しては、今まで、先ほども申しましたけれども、他人事として見ていた事件が、自分に置き換えて考えるようになったことでニュースの見方は変わりました。

2番に関しましては、守秘義務を守ることはそれほど負担を感じませんでした。

3番は、職場に関しては理解を得られたということで、初めての事例ということで職場的に確立するきっかけになりました。家庭に関しては協力をいただきました。以上です。

【司会者】　　ありがとうございます。3番の方、お願いいたします。

【3番】　　1番のニュースの見方が変わったかという点なんですけれども、

私自身，7番さんと同じように，参加してすごくよかったなど。できれば参加したいなという気持ちもあったので，どうしてそんな気持ちになったのかというのはまた個人的なあれになっちゃうんですけれども，うん年前に試験を受けたことがあるんです。できれば法曹界に入りたかったなというのもあって，それなりに日常から興味はあったんですけれども，特にニュースの見方というのは別に，普段からいろいろ考えながらテレビを見ているので，特には変わっていません。

あと，守秘義務なんですけれども，特に今回の事案に関しては負担を感じることはありませんでした。

一定の期間，職場を離れたというのは，私は一番最初に言ったんですけれども，夜間の警備をしているもので，一応会社の方には裁判員に選ばれましたということは報告してあったんですけれども，これが1週間，2週間長く続くようであれば休ませてくださいということで一応話はしてあったんですけれども，二，三日だったので，とりあえず休まないうちに済んで，ちょっと睡眠時間が減ったかなというのはありましたけれども，そのぐらいで。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。5番の方，お願いします。

【5番】 1番に関しては，やはり同じ私が携わったときに埼玉の事件とか光市のお子さんと奥さんが殺された事件とか，そういうのをすごく身近に感じました。その後も新聞でちょっと裁判員制度の切り抜きをしたり，ああ，こうなんだ，3年なんだというふうな，そういう変化がありました。

2番の守秘義務なんですけど，主人と二人，娘たちはもう外へ出ましたので，家の中で，主人はよくしゃべる人なんですけど，これに関してはあまり聞かれなかったもので，家にいても，あと友達と会っていても，まあ，裁判所での傍聴人の人が聞くんだから，その程度は話せるんだよといっても，ま，そんな程度で終わって，これもそんなに負担は感じませんでした。

それから，専業主婦なので，職場とか，それはありませんでした。以上です。

【司会者】 6番の方，お願いします。

【6番】 1番は，別に変わりません。今までどおりにニュースを見ております。

それから2番は，先ほど最初に言ったとおりで，ストレスになって，私の事件はやっぱり人に話せないストレス，これは大変です。内容が話せないような残酷性がありましたので，それをしまっておくのが大変です。だから旅行に行ったり，あまり人と会わなくなりました。

それから3番は関係ないです。一人ですから。

【司会者】 ありがとうございます。7番の方，お願いします。

【7番】 1番は，やっぱり裁判についてのいろんなマスコミのニュースなんかを興味を持って見るようになりましたね。

2番については，人にしゃべっちゃいけないことは別に裁判と関係なくて，一般にもいっぱいあることで，全く負担はないです。

3番は関係ないです。

【司会者】 ありがとうございます。8番の方，お願いします。

【8番】 1番についてですが，担当したのは覚せい剤なものですから，類似事犯の判決が無罪というのがよく出たときに，えっ，どうしてというような感じで，どうしても覚せい剤というのは刑を重くする方向に今来ているという形であるべきだと思っているし，また，覚せい剤そのものを知っているようで，実際詳しいことはよく知りませんでした。北朝鮮うんぬんの覚せい剤製造とかよく話題になるんですけれども，そういうときは覚せい剤というのはすごく報道も取り扱うときも……。報道の皆さんには，知っているようで知らない覚せい剤について取り上げただけだと。

あと，2番目の守秘義務については，やはり相当不安がありました。ただ，

当日，全ての書類を書いたものを全て取り上げてくれたので，頭の中が真っ白になって，その後は大丈夫かなと思っております。

3番は，退職しているではありません。

【司会者】 ありがとうございます。

最後に一言ずつ，弁護士，裁判官，検察官，感想を言っていただいて，終わりにしたいと思います。加藤弁護士からお願いします。

【弁護士加藤】 いい意見にせよ，悪い意見にせよ，忌憚なく御発言をいただいたので非常に参考になりました。引き続き頑張りたいと思います。ありがとうございました。

【弁護士高橋】 高橋です。かなり弁護士に対しては厳しい御意見も出ましたけれども，非常に背筋が伸びました。頑張りたいと思います。よろしくお願いします。

【検察官野原】 大変今日は貴重なお時間いただきまして，どうもありがとうございました。今日いろいろと教えていただいたことをまた踏まえまして，今後とも分かりやすい立証活動に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

【検察官田辺】 田辺です。今日はどうもありがとうございました。

大変厳しい御意見もあったかと思うんですけれども，それは皆様の我々への期待の裏返しだと思って，これからも精進していきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

【裁判官馬渡】 今日は忌憚のない意見，率直な意見をたくさん聞かせていただきまして，本当にありがとうございました。非常に貴重な御意見で，これを生かして，よりよい裁判員裁判を目指して頑張っていきたいと思えます。ありがとうございました。

【司会者】 いろいろと積極的かつ率直な御意見をいただけたと思っております。これをぜひ生かして，次の裁判に生かすのが私たちの責務だと思っ

ておりますので、また今後ともよろしく御協力をお願いしたいと思います。

本当に本日はありがとうございました。お疲れさまでございました。

以 上